

平成 27 年 (ネ) 第 176 号  
 地位確認等請求附帯控訴事件  
 附帯控訴人 学校法人 大阪経済大学 外1名  
 附帯被控訴人 吉井 康雄

平成 27 年 2 月 5 日

### 附 帯 控 訴 理 由 書 (補充)

大阪高等裁判所 第 14 民事部 御中

上記附帯控訴人ら訴訟代理人

弁護士 傑 正 市

(主任) 弁護士 寺内 則雄



附帯控訴人らは、附帯控訴状の「附帯控訴の理由」について以下のとおり補充主張の弁論を準備する。

記

- 1 原判決は、「そうすると、学部長であった被告井形としては、対象者である原告との協議がまとまらなかつたことを前提に、学部長として原告授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出し、手続を進めなければならなかつたところ、」と判示する（原判決 32 頁下から 8 行目～11 行目）。
- 2 しかし、「授業担当計画」（甲 1 の第 9 条③項）の作成権限は学部長の附帯控訴人井形にあるが、その権限の淵源は翌年度の学部全体の授業計画を決定する教授会（その負託を受けたカリキュラム検討委員会）にあるので、学部長の

決定は即ち教授会の決定でもある。特任教員の任用について権限のある（甲1の第5条(1)号）教授会の決定でもある。したがって、附帯控訴人井形が対象者（附帯被控訴人）と協議がまとまらなかった場合、「授業担当計画」を作成できなかったというのは教授会で同計画を作成できなかつたということでもあり、そのために学部長が特任教員推薦委員会に同計画を提出できなかつたということである。原判決はこの点について充分なる検討を行つておらず事実誤認を犯しあるいは法的解釈を誤っていると言わなければならぬ。このように、附帯控訴人井形はそもそもまとまらない甲7を提出する義務がないばかりか、仮に同義務があるとしても「提出があつたと評価認定できる」ことは既に明らかにしているとおりである。

以 上